

人事行政の運営などの状況

市政情報

市の職員数および職員給与、人事行政の運営などをお知らせします。

※職員の服務など、より詳しい内容は11月30日月から市ホームページ・行政情報資料室(市役所本庁舎1階)で閲覧できます。 固 総務課・内線301

1 職員数に関する状況

常勤職員数の推移(各年度4月1日現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員数(人)	869	869	866	864	859	851	857	853
人口(人)	133,633	133,558	133,044	132,715	132,401	132,231	132,167	132,002

2 職員の給与などに関する状況

(1)人件費(普通会計決算)



※普通会計とは、水道・下水道事業会計と国民健康保険や介護保険などの特別会計以外の会計をいいます。

※人件費には、市長などの常勤特別職や議員、委員会の委員などの非常勤特別職、常 勤一般職および非常勤一般職の報酬、給料、諸手当、共済組合負担金、社会保険料負 担金などが含まれています。

(2) 職員1人当たりの給与費(普通会計決算)

(2)戦失!)	(2) 戦気・八当にりの加予員(自起去引入界)									
年度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市				
平成29年度	6,722	6,127	6,447	6,515	6,584	6,497				
平成30年度	6,703	6,051	6,455	6,356	6,465	6,856				
令和元年度	6,618	6,127	6,458	6,094	6,554	_				

※給与費とは、給料と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※松戸市の令和元年度の値は、公表時期が12月のため掲載していません。

▼令和元年度の職員給与費(普通会計決算)

(単位	:	千円
-----	---	----

(出位,工四)

	13107	0 1 1200				(+ 1 · 1 ·)
誀	戰員数		ş	給与費		1人当たりの給与費
	(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	(B)/(A)
7	'85人	2,947,001	890,700	1,357,351	5,195,052	6,618
*	職員数	は令和元年4	4月1日の人数	汝です。		

(3) ラスパイレス指数(各年度4月1日現在)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
年度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市		
平成29年度	101.3	101.9	101.6	101.6	99.0	102.2		
(地域手当補正後)	(95.6)	(101.9)	(102.6)	(103.0)	(99.0)	(102.2)		
平成30年度	100.8	102.1	101.3	101.8	99.0	101.3		
(地域手当補正後)	(95.2)	(102.1)	(102.5)	(103.2)	(99.0)	(101.3)		
令和元年度	100.9	102.1	101.7	100.8	99.4	100.9		
(地域手当補正後)	(95.2)	(102.1)	(102.9)	(102.2)	(99.4)	(100.9)		

※ラスパイレス指数とは、給料月額を基にして、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、地域手当補正後のラスパイレス指数は、給料月額と地域手当を合算した額を基にして、前記と同様に算定した指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.0歳	323,306円	411,522円
技能労務職	53.1歳	363,966円	429,312円
消防職	39.8歳	312,211円	401,146円

※平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※技能労務職については、現在、退職者不補充や民間委託の推進による職員数削減に取り組んでいます。今後も職務の性格や内容を踏まえつつ、民間、国・県および近隣市の職員の給与などを参考にしながら適正な給与制度の運用に努めていきます。

(5) 職員の初任給(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

								(1 1
区分		我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市	
	一般行政職	大学卒	188,700	182,200	188,700	182,200	188,700	188,700
	一7汉1] 以帆	高校卒	154,900	150,600	154,900	150,600	154,900	154,900

(6) 地域手当

1人当たりの	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度予算
平均支給年額	382千円	378千円	383千円
支給率	平成30年4月1日現在	令和元年4月1日現在	令和2年4月1日現在
	9.5%	9.5%	9.5%

※地域手当とは、民間における賃金、物価および生計費が高い地域で支給する手当です。 ※地域手当の支給額=(給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額)×支給率

(7) 期末手当・勤勉手当(令和元年度)

1人当たりの平均支給額	期末手当	勤勉手当	役職加算
1,695,881円	2.6月分	1.9月分	6%~20%

(8) 時間外勤務手当(令和元年度決算)

支給実績	255,493千円	1人当たりの平均支給年額	383千円

(9)特殊勤務手当

	区分										
	支給実績(令和元年度決算)										
<u>:</u>	各公分	危険作業 手当	防災作業 手当	消防作業 手当	行旅死病人 取扱手当	感染症防疫等 作業手当	環境現場 作業手当				
	給	日額 500円	日額 1,000円	1回 300円 ~600円	死亡人 1件 3,000円 病人 1件 1,500円	日額 500円	日額 500円				
				全職種合	計 11,365千円						

(10) その他の手当(令和元年度決算)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
支給実績	87,278千円	51,183千円	68,014千円	99,137千円
1人当たり平均支給年額	226千円	275千円	94千円	580千円

(11) 退職手当(令和2年4月1日現在千葉県市町村総合事務組合)

区分	自己都合(市)	自己都合(国)	応募・定年(市)	応募·定年(国)	加算措置など
勤続20年	19.6695月分	同じ	24.586875月分	同じ	
勤続25年	28.0395月分	同じ	33.27075月分	同じ	・定年前早期退職特例措置
勤続35年	39.7575月分	同じ	47.709月分	同じ	(2%〜45%加算) ・1人当たりの平均支給額
最高 限度額	47.709月分	同じ	47.709月分	同じ	18,157千円

※1人当たりの平均支給額とは、前年度に退職した全職種の職員に支給した平均額です。 ※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

(12)特別職の報酬など(令和2年4月1日現在)

(甾位	•	H

, , ,	(+B.1)						
区分		給料月額など					
		我孫子市	柏市	流山市	鎌ケ谷市	野田市	松戸市
	市長	846,000	961,000	926,500	900,000	972,000	1,050,000
	副市長	724,000	790,000	800,000	780,000	831,000	860,000
	教育長	662,000	721,000	741,300	705,000	750,000	760,000
地域 手当	三役の支給率	無し	6%	7.3%	無し	6%	10%
幸尼配州	議長	530,000	668,000	547,900	505,000	547,000	720,000
	副議長	470,000	597,000	488,100	455,000	492,000	660,000
	議員	440,000	577,000	458,250	430,000	450,000	590,000
期末	市長・副市長・ 教育長	4.45月分	4.5月分	4.45月分	4.5月分	4.3月分	4.5月分
手当	議長・副議長・ 議員	4.25月分	4.5月分	4.3月分	4.5月分	4.3月分	4.5月分
	市長	14,212,800	16,606,080	15,565,200	15,120,000	20,995,200	23,688,000
退職手当	副市長	8,688,000	7,584,000	9,600,000	9,360,000	9,972,000	10,732,800
	教育長	4,766,400	4,152,960	5,337,360	5,076,000	5,400,000	5,198,400
	支給時期	任期ごとに支給					

3 会計年度任用職員の任用状況

職種	人数
事務補助職員	208人
保育士	46人 (うち28人フルタイム勤務)
放課後児童支援員	51人
その他職種	508人
合計	813人

※令和2年4月1日現在

🕡 標準営業約款制度〈Sマーク〉をご存じですか

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では店頭にSマークを掲げています。

登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

□ (公財) 千葉県生活衛生営業指導センター☎043-307-8272

